

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>第2条 削除</p> <p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始<u>若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</u></p> <p>（3）の2～（6） （略）</p> <p>（7） 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。</p> <p>a 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき<u>（証券金融会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき。）。</u></p> <p>b 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p>	<p><u>（清算対象取引）</u></p> <p>第2条 業務方法書第4条第1項の当社が定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p><u>（1） 有価証券の売買</u></p> <p><u>（2） 前号の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始<u>又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。</u></p> <p>（3）の2～（6） （略）</p> <p>（7） 次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。</p> <p>a 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき。</p> <p>b 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p>

にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。

（a） 単体又は連結普通株式等Tier 1比率（農林中央金庫にあつては、単体又は連結普通出資等Tier 1比率とする。以下同じ。）が4.5パーセント及び2.25パーセントを下回ったとき。

（b）・（c） （略）

c・d （略）

（8）～（14） （略）

（15） 法第56条の2に基づくモニタリング調査表（証券金融会社にあつては、これに準ずるもの）を作成したとき。

（15）の2～（24） （略）

2 （略）

（担保指定証券の決済価額）

第7条の2 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、別表に定める。

（受領時限・時点）

第7条の3 業務方法書第39条第5項に規定する当社がDVP決済指図を受領する時限は、次に掲げるDVP決済指図の種類に応じ、次に定めるとおりとする。

種類	受領時限
売買DVP決済指図	決済日の午後1時50分
貸株DVP決済指図	決済日の午後1時20分
担保指定証券DVP決済指図	決済日の午後1時30分

にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。

（a） 単体又は連結普通株式等Tier 1比率が4.5パーセント及び2.25パーセントを下回ったとき。

（b）・（c） （略）

c・d （略）

（8）～（14） （略）

（15） 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

（15）の2～（24） （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

2 業務方法書第39条の2第2項に規定する金額調整指図受領時点は、決済日の午後1時45分とする。

(実行時限)

第7条の4 業務方法書第40条第3項に規定する振替実行時限は、次に掲げるDVP決済指図の種類に応じ、次に定めるとおりとする。

<u>種類</u>	<u>振替実行時限</u>
<u>売買DVP決済指図</u>	<u>決済日の午後2時</u>
<u>貸株DVP決済指図</u> <u>担保指定証券DVP決済指図</u>	<u>決済日の午後1時30分</u>

2 前項の規定にかかわらず、清算対象取引に係る対象有価証券について、機構が振替実行時限前の時刻で機構が認めた時刻までに限り、振替の請求を認めることとした場合には、当該時刻を振替実行時限とする。

3 業務方法書第40条第3項に規定する金額調整実行時限は、決済日の午後2時とする。

(取消時限)

第7条の5 業務方法書第41条第3項に規定する当社がDVP決済指図の取消しを受領する時限は、DVP決済指図の種類に応じ、第7条の3第1項に定める時限と同時限とする。

(DVP振替請求)

第8条 業務方法書第44条第1項に規定する機構に対し当社が行うDVP振替請求は、DVP決済指図の類型ごとに次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める請求によるものとする。

(新設)

(新設)

(DVP振替請求)

第8条 業務方法書第44条第1項に規定する機構に対し当社が行うDVP振替請求は、次の各号に定める請求によるものとする。

<p>(1) <u>売買 DVP 決済指図 先日付 DVP 振替請求又は当日 DVP 振替請求</u></p> <p>(2) <u>貸株 DVP 決済指図 先日付貸株 DVP 振替請求又は当日貸株 DVP 振替請求</u></p> <p>(3) <u>担保指定証券 DVP 決済指図のうち、機構取扱有価証券を対象有価証券とするもの 担保指定証券（相手先指定・株式等）振替請求</u></p> <p>(4) <u>担保指定証券 DVP 決済指図のうち、国債証券を対象有価証券とするもの 担保指定証券（相手先指定・国債）振替請求</u></p> <p>2 業務方法書第 4 4 条第 2 項に規定する当社が定める<u>順序及び数量</u>は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) <u>受入予定証券完了請求 同項の DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高に当該渡方 DVP 参加者口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該渡方 DVP 参加者口座の受入予定証券残高（当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。）</u>のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>(2) (略)</p> <p>(受入予定証券残高に係る評価額)</p> <p>第 9 条 業務方法書第 4 5 条第 3 項第 1 号に<u>規定する</u>当社が定める時価及び率は、別表に定める。</p> <p>(充当振替請求)</p> <p>第 10 条 業務方法書第 5 0 条第 2 項に規定する当社が定める順序及び</p>	<p>(1) <u>清算対象取引の決済日の前日までに受領した DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求については、先日付 DVP 振替請求。</u></p> <p>(2) <u>清算対象取引の決済日当日、かつ、業務方法書第 3 9 条第 3 項に規定する時刻までに受領した DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求は、当日 DVP 振替請求。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 業務方法書第 4 4 条第 2 項に規定する当社が定める<u>順序及び範囲</u>は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) <u>受入予定証券完了請求 同項の DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高に当該渡方 DVP 参加者口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該渡方 DVP 参加者口座の受入予定証券残高のいずれか少ない方の残高の数量</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(受入予定証券残高に係る評価額)</p> <p>第 9 条 業務方法書第 4 5 条第 3 項第 1 号に<u>定める</u>当社が定める時価及び率は、別表に定める。</p> <p>(充当振替請求)</p> <p>第 10 条 業務方法書第 5 0 条第 2 項に規定する当社が定める順序及び</p>
---	---

<p><u>数量</u>は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の口座の受入予定証券残高(当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。)のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>(2) (略)</p> <p>(担保指定証券の評価額等)</p> <p>第12条 <u>業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに同第60条に規定する担保指定証券に関する事項は、別表に定める。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、<u>業務方法書第58条第5項並びに同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 新株予約権付社債について、償還期日(繰上償還における償還期日を含む。)までの残存日数が3日未満となった場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>の3日前の日</u>までに担保指定証券解除請求が行われなるときは、当社は、当該 DVP</p>	<p><u>範囲</u>は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の口座の受入予定証券残高のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>(2) (略)</p> <p>(担保指定証券の種類及び評価額)</p> <p>第12条 <u>業務方法書第58条第2項に規定する当社が定める有価証券の種類は、国債証券とする。</u></p> <p>2 <u>業務方法書第58条第3項に定める当社が定める時価及び率並びに同第60条に規定する担保指定証券に関する事項は、別表に定める。</u></p> <p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権付社債について、償還期日(繰上償還における償還期日を含む。)までの残存日数が3日未満となった場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>から起算して3日前の日</u>までに担保指定証券解除請求が行われなるときは、当社は、</p>
---	--

参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の2日前の日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) 新株予約権付社債若しくは新株予約権の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力発生日（以下、この号において「全部取得日等」という。）の2日前の日までにその返還請求権を有する DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(3) (略)

(4) 機構が株式等振替業又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)

第15条 業務方法書第59条第2項に規定する国債証券に係る担保指定証券の預託等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された DVP 参加者の口座と当社名義の口座との間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うもの

当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日から2日前の日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) 新株予約権付社債若しくは新株予約権の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力発生日（以下、この号において「全部取得日等」という。）から起算して2日前の日までにその返還請求権を有する DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(3) (略)

(4) 機構が株式等振替業又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日から起算して2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)

第15条 業務方法書第59条第2項に規定する機構取扱有価証券以外の有価証券に係る担保指定証券の預託等は、国債証券については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設された DVP 参加者の口座と当社名義の口座との間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀

<p>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項、<u>同第59条の2第2項及び第3項並びに</u>本条第2項の規定によるほか、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 利付国債（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>の4日前</u>の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日<u>の3日前</u>の日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(2) 承継国債（償還期日が銀行休業日に当たる場合に限る。）</p> <p>その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>の5日前</u>の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日<u>の4日前</u>の日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(当社が委任する事務)</p> <p>第26条 当社は、業務方法書第98条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務を委任するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</p> <p>DVP 参加者からの業務方法書第21条第1項第3号から第10号まで及び第12号に掲げる事項に係る届出並びに第6条に規定す</p>	<p>行金融ネットワークシステムを利用して行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項<u>及び</u>本条第2項の規定によるほか、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 利付国債（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>から起算して4日前</u>の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日<u>から3日前</u>の日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(2) 承継国債（償還期日が銀行休業日に当たる場合に限る。）</p> <p>その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日<u>から起算して5日前</u>の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日<u>から4日前</u>の日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。</p> <p>(当社が委任する事務)</p> <p>第26条 当社は、業務方法書第98条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務を委任するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式会社日本証券クリアリング機構</p> <p>DVP 参加者からの業務方法書第21条第3号から第10号及び第12号に掲げる事項に係る届出並びに第6条に規定する報告の受</p>
--	---

<p>る報告の受理及びそれに付随する事務</p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（<u>第7条の2、第9条及び第12条関係</u>）</p> <p>1. <u>業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値（注4）のうち平均値とする。</u></p> <p><u>（注1） 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、約定値段（各金融商品取引所が定める気配値段を含む。以下同じ。）がある金融商品取引所から当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所とする。以下同じ。</u></p> <p><u>（注2） 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。以下同じ。</u></p> <p><u>（注3） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の日の基準値段とする。</u></p> <p><u>（注4） 決済日の2日前の日の売買参考統計値が発表されていない場合は、当該決済日の3日前の日の売買参考統計値（当該3日前の日の売買参考統計値が発表されていない場合は、順次繰り上げる。）とする。</u></p>	<p>理及びそれに付随する事務</p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（<u>第9条及び第12条第2項関係</u>）</p> <p>（新設）</p>
---	--

2. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該決済日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。以下同じ。）の順序とする。

3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の受益権 外国株券等	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所における最終価格（注）	100分の70

（新設）

1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権については、担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の受益権 外国株券等	国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	100分の70

新株予約権付社債	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所における最終価格 <u>(注)</u>	100分の80	新株予約権付社債	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所 <u>(注1)</u> における最終価格 <u>(注2) (注3)</u>	100分の80
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(注)</u> 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該計算する日の前日の基準値段とする。</p> <p>4. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該計算する日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コードの順序とする。</p> <p>5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、国債証券については、次のとおりとする。</p>				<p><u>(注1)</u> 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、約定値段（各金融商品取引所が定める気配値段を含む。以下同じ。）がある金融商品取引所から当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所とする。</p> <p><u>(注2)</u> 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p><u>(注3)</u> 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がないときは、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該計算する日の前日の基準値段とする。</p> <p>2. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該計算する日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。</p> <p>3. 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、第12条第1項の規定に基づく国債証券については、以下のとおりとする。</p>			
有価証券の	時価	時価に乗すべき率	有価証券の	時価	時価に乗すべき率		

種類		種類	
(略)		(略)	
<p>(注) 計算する日の前日の<u>売買参考統計値</u>が発表されていない場合は、当該計算する日の<u>2日前の日</u>の<u>売買参考統計値</u>（当該<u>2日前の日</u>の<u>売買参考統計値</u>が発表されていない場合は、順次繰り上げる。）とする。</p> <p>6. <u>第1項、第3項及び前項</u>に規定する時価がない銘柄の時価及び時価に乗すべき率については、当社がその都度定める。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP参加者が発行する機構取扱有価証券（当該DVP参加者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項の規定により当該DVP参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）、子会社（財務諸表等規則第8条第3項の規定により当該DVP参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）又はその親会社の子会社の発行する機構取扱有価証券を含む。）については、当該DVP参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。</p> <p>9. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権及び受益証券発行信託の受益権を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、受益証券発行信託の受益権にあつては上場口数をいう。）の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分</p>		<p>(注) 計算する日の前日において<u>売買参考統計値</u>が発表されていないときは、当該計算する日の<u>前々日</u>の<u>売買参考統計値</u>（当該<u>前々日</u>の<u>売買参考統計値</u>が発表されていないときは、順次繰り上げる。）とする。</p> <p>4. <u>第1項及び第3項</u>に規定する時価がない銘柄の時価及び時価に乗すべき率については、当社がその都度定める。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>第1項の規定にかかわらず</u>、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP参加者が発行する機構取扱有価証券（当該DVP参加者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項の規定により当該DVP参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）、子会社（財務諸表等規則第8条第3項の規定により当該DVP参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）又はその親会社の子会社の発行する機構取扱有価証券を含む。）については、当該DVP参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。</p> <p>7. <u>第1項の規定にかかわらず</u>、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権及び受益証券発行信託の受益権を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、受益証券発行信託の受益権にあつては上場口数をいう。）の5%相当数量を超える場合について、当該DVP参加者に対する当該銘柄における</p>	

<p>を除外することができる。</p> <p><u>10.</u> 国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式（当該投資信託受益権及び当該受益証券発行信託の受益権を除く。）の発行者が発行する新株予約権付社債については、<u>担保指定証券及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>11.</u>（略）</p> <p><u>12.</u> 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、<u>担保指定証券及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p><u>13.</u> 前項までの規定（第2項、第4項、第6項及び第7項を除く。）にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。</p>	<p>5%相当数量を超過する部分を除外することができる。</p> <p><u>8.</u> <u>第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株式（優先出資、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式（当該投資信託受益権及び当該受益証券発行信託の受益権を除く。）の発行者が発行する新株予約権付社債を担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>9.</u>（略）</p> <p><u>10.</u> 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、<u>担保指定証券の対象から除外し、併せて受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u></p> <p><u>11.</u> 前項までの規定（第2項、第4項及び第5項を除く。）にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。</p>
---	--

2 附 則

- 1 この改正規定は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより改正後の業務方法書の規定により当社が債務の引受けを行

うことができない又はそのおそれがあると当社が認める場合には、この改正規定は、平成26年1月7日以後の当社が定める日から施行する。